

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型](平成 30年 4月度)

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の3イ]

種類	数量(単位)	
廃プラスチック類	41.4900	(t/月)
ゴムくず	0.0000	(t/月)
金属くず	0.0000	(t/月)
ガラスくず及び陶磁器くず	3.0800	(t/月)
がれき類	0.0000	(t/月)
アスベスト含有 ガラス陶磁器	5.5620	(t/月)
アスベスト含有 プラスチック	0.0000	(t/月)
〃 金属屑	0.3000	(t/月)
〃 がれき	6.1500	(t/月)
	56.5820	(t/月)

展開検査の実施状況[規12条の7の3の3ハ]

実施回数	25台	25回
展開検査の場所	別紙1の「場内見取図」の通り	
安定型産業廃棄物以外の 廃棄物の付着又は混入が 認められた年月日	令和	年 月 日
	令和	年 月 日
	令和	年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回実施)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1(浸透水採水1号)	
採取日	平成30年4月16日	
分析結果が得られた日	平成30年5月7日	
BOD*2		基準値 20mg/l以下
COD*2	6.1mg/l	基準値 40mg/l以下
異常の有無	有・無	
必要な措置を講じた年月日 とその内容		

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1
採取日	平成30年4月16日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果が得られた日	平成30年5月7日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3
異常の有無	有・無	有・無	有・無
必要な措置を講じた 年月日とその内容	【水質分析値について】 4月は、地下水検査25項目の3箇所 分析の他、シアン関連、ヒ素・鉛の 継続的監視の水質分析もあつた為 時間がかかり、5月7日に計量証明書を 頂きました。浸透水の一部項目に 「検出された」物質がありましたが、 環境基準値を超えることはなく	7日朝、環境センター小澤主任宛に 計量証明書をFAX送信致しました。 5月以降も年度初めの計画通り 水質分析を行なっていきます。 【検出された場所、項目、分析値】 浸透水採水1号 「カドミウム」0.007mg/l 「テトラクロロエチレン」0.0008mg/l	7-1号井戸 「鉛」0.006mg/l ※但し、3物質ともに環境基準値は 超過していません。

施設の点検[規12条の7の3の3ロ]

	擁壁等
点検日	平成30年4月16日
異常の有無	有・無
必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容*4	4月25日、環境センター小澤主任へ、3月13日立ち入り検査時の 指摘事項であった①場内入り口看板の修正、②隣接境界の 明確化についてそれぞれ写真を添付し、指摘事項の改善報告書を 提出して、受理頂きました。 指摘事項の他2項目について、③会社作成の場内見取図と 環境センター届け出の図面との差異、④残余容積の記録については 今後、随時作成に入る旨を報告書に書き添えておきました。 (環境センター届け出図面は平成18年10月19日提出のもの)





施設の残余容量

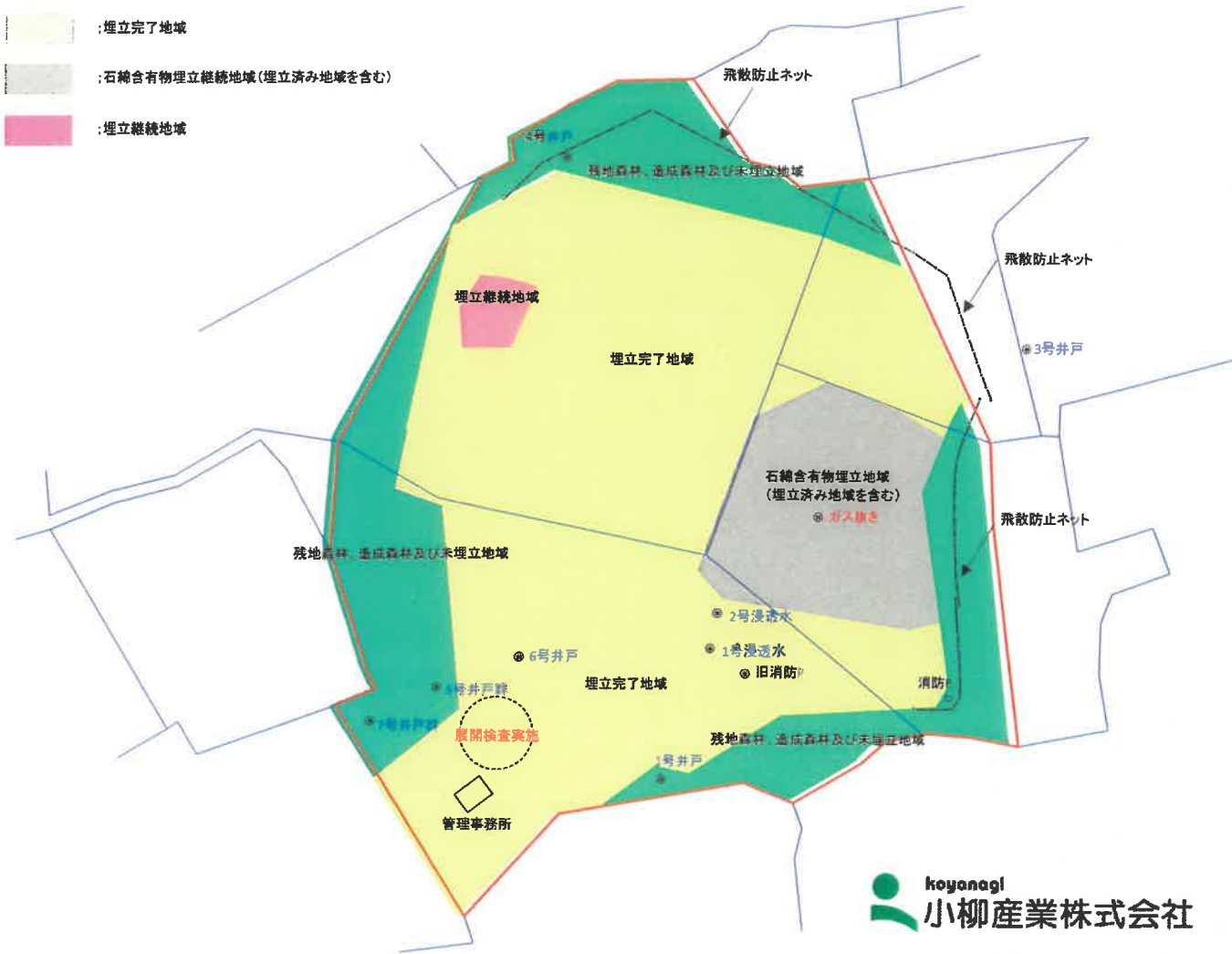
①先月末の残余容量(m3)	②今月埋立量(m3)	③今月末残余容量;①-② (m3)
6,493m3	110.70 m3	6,382 m3

*1 処分場の平面図に位置を明示すること。 *2 いずれかを記載すること。 *3 別紙2に記載するか「計量証明書」を添付すること。 *4 異常が認められた場合のみ記入。

別紙1:小柳産業(株)最終処分場 見取り図

令和2年版

-  :残地森林、造成森林及び未埋立地域
-  :埋立完了地域
-  :石綿含有物埋立継続地域(埋立済み地域を含む)
-  :埋立継続地域



 koyanagi
小柳産業株式会社

957-0105
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字烏川3695-1
小柳産業 株式会社 最終処分場
TEL&FAX 0254(41)4148

許可面積 18,178m²
総面積 19,991.17m²

(令和2年3月12日見直し)

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	①		②		③		④		
		採水場所	3号井戸	採水場所	1号井戸	採水場所	浸透水採水1号	採水場所	4号井戸	
		採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日	
		結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	
1	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005未満	○	0.0005未満	○	0.0005未満	○	-	
2	総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○	0.0005未満	○	-	
3	カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	0.0003未満	○	0.0003未満	○	0.0007mg/l	○	-	
4	鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
5	六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	-	
6	砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
7	全シアン	検出されないこと	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.0005未満	○	0.0005未満	○	0.0005未満	○	-	
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.001未満	○	0.001未満	○	0.001未満	○	-	
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○	0.0008mg/l	○	-	
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	0.002未満	○	0.002未満	○	0.002未満	○	-	
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	0.0002未満	○	0.0002未満	○	0.0002未満	○	-	
13	1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	0.0004未満	○	0.0004未満	○	0.0004未満	○	-	
14	1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	0.01未満	○	0.01未満	○	0.01未満	○	-	
15	1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	0.004未満	○	0.004未満	○	0.004未満	○	-	
16	1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○	0.0005未満	○	-	
17	1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	0.0006未満	○	0.0006未満	○	0.0006未満	○	-	
18	1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	0.0002未満	○	0.0002未満	○	0.0002未満	○	-	
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	0.0006未満	○	0.0006未満	○	0.0006未満	○	-	
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	0.0003未満	○	0.0003未満	○	0.0003未満	○	-	
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	0.002未満	○	0.002未満	○	0.002未満	○	-	
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.001未満	○	0.001未満	○	0.001未満	○	-	
23	セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.002未満	○	0.002未満	○	0.002未満	○	-	
24	1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	-	
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	0.0002未満	○	0.0002未満	○	0.0002未満	○	-	

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	⑤		⑥		⑦		⑧	
		採水場所	旧消防P用井戸	採水場所	5-1号井戸	採水場所	7-1号	採水場所	7-2号
		採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日	採水日	平成30年4月16日
		結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日	結果取得日	5月2日
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1 アルキル水銀	検出されないこと	-		-		-		-	
2 総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-		-		-		-	
3 カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
4 鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		0.005未満	○	0.006mg/L	○	0.005未満	○
5 六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
6 砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○
7 全シアン	検出されないこと	0.01未満	○	-		-		-	
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-		-		-		-	
9 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
10 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
11 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
12 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
13 1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-		-		-		-	
14 1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-		-		-		-	
15 1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-		-		-		-	
16 1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-		-		-		-	
17 1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
18 1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	
19 チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-		-	
20 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-		-	
21 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-		-	
22 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
23 セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-		-	
24 1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-		-	
25 クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-		-	

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 八、ホ（別表第2）】	⑨							
		採水場所	浸透水採水2号	採水場所		採水場所		採水場所	
		採水日	平成30年4月16日	採水日		採水日		採水日	
		結果取得日	5月2日	結果取得日		結果取得日		結果取得日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1 アルキル水銀	検出されないこと	-							
2 総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-							
3 カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-							
4 鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○						
5 六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-							
6 砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○						
7 全シアン	検出されないこと	0.01未満	○						
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-							
9 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
10 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
11 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-							
12 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							
13 1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-							
14 1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-							
15 1・2-ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-							
16 1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-							
17 1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-							
18 1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							
19 テウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-							
20 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-							
21 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-							
22 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
23 セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-							
24 1・4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-							
25 クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-							

生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値	
一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】	
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載